

# 秋田県総合防除計画 【概要版】

## 策定の趣旨

- ・近年、温暖化等による気象変動を背景として、有害動植物の発生量の増加や発生時期が早期化
- ・化学農薬に過度に依存した防除により薬剤抵抗性をもつ害虫や耐性菌の出現により、防除に苦慮する事例が見られており、化学農薬の使用量低減等による環境負荷の低減への対応が課題。
- ・海外との往来の増加により、国内への未知の害虫の侵入が懸念
- ・有害動植物のまん延防止と農作物への被害を防止するためには、化学農薬による防除を行うだけでなく、「予防」「判断」「防除」を組み合わせた総合防除を推進することが重要
- ・このため、植物防疫法第22条の3第1項に基づき、「秋田県総合防除計画」を策定

## 基本的な考え方

- ・対象病虫害は、法第22条第1項に基づき、農林水産大臣が定める指定有害動植物のほか、本県において防除指導が必要な重点病虫害。
- ・農作物の生育状況や気象情報を基に解析・検討し、病虫害の発生予察を行うとともに、農作物の生育や品質等に大きな被害が発生することが予想される場合は、警報等を発表し、各種メディアを活用し、注意喚起や防除指導等を行う。

## 総合防除計画の見直しについて

国による「総合防除基本指針」の改訂にあわせ、見直しを行うほか、必要に応じて随時見直しを行う。

## 総合防除の推進体制

秋田県防除協議会（県及び関係機関で構成、別紙1）を組織し、関係機関と連携して総合防除を推進する。

### (1)役割分担

#### ア 県

- ・総合防除の実施に関する基本的な事項を定めるとともに、これに基づき防除指導を行う。
- ・農業者団体等と連携し、地域における課題に対し、防除技術の開発や地域防除体系の実証を行うことに努める。

#### イ 市町村

- ・農業者団体等と連携し市町村防除協議会を組織し、農業者への発生予察情報等の情報提供等を含む防除指導を行うよう努める。

#### ウ 農業者団体等

- ・農業者等の情報交換等を通じて、地域の課題や病虫害発生状況等の調査、把握に努めるとともに、市町村と連携して農業者等への指導を行う。
- ・県が行う防除技術開発や防除体系の実証等への協力のほか、確立された技術については防除暦への記載などに活用し指導する。

#### エ 農業者

- ・総合防除に関する技術を取得するため、県や市町村、農業者団体等が行う研修会に参加し、総合防除についての理解醸成に努めるものとする。

### (2)総合防除等に関する指導方針

#### ア 防除組織への指導

- ・病虫害防除所は市町村防除協議会、秋田県航空防除協議会に指導を行い、防除体制強化を図る。

病虫害防除協力員への研修の実施、情報提供及び航空防除協議会の実施計画に対する指導助言

## 総合防除の考え方と内容

総合防除は次の各段階ごとに適切に実施する。

### (1)予防

- ・土壌診断に基づく施肥管理、たい肥や緑肥等の活用による土づくり、健全な種苗の使用、農作物残渣の除去など有害動植物が発生しにくい環境の整備

### (2)判断

- ・発生予察情報の活用やほ場の見回り等による病虫害の発生状況を観察し、防除の要否や実施時期について適切に判断。

### (3)防除

- ・化学農薬のみに依存せず、有害動植物の発生部位の除去や天敵等の生物農薬等を含めた多様な防除方法を活用。
- ・薬剤散布を実施する場合は、飛散しにくい剤型や散布ノズルの使用、緩衝地帯の設置など飛散防止対策を講じる。
- ・化学農薬を散布する場合は、土着天敵や訪花昆虫に影響の少ない薬剤や選択性のある薬剤を選択するほか、作用機構分類（RACコード）を活用して同一系統の薬剤の連用を避け、異なる系統の農薬によるローテーションを行う。

※病虫害の種類ごとについて別途記載

## 発生予察事業の内容

指定有害動植物及び重点病虫害による農作物への損害発生を予察する発生予察事業を実施する。

### (1)発生予察調査

- ・病虫害防除所が主体となり、農試、果試、地域振興局等と連携して計画的に調査を実施する。

### (2)農作物病虫害発生予察情報の発表

- ・農作物病虫害発生予察情報作成会議（県機関で構成）での検討を経て発表する。
- ・発表の種類は「発生予報」「警報」「注意報」「特殊報」及び、その他情報として「防除対策情報」とする。

## 異常発生時防除の内容

- ・指定有害動植物が異常な水準で発生し、急激なまん延を防止するために農林水産大臣が知事に指示を行った場合は、異常発生時防除を実施する。
- ・知事は総合防除計画に即して速やかに異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定める。
- ・秋田県防除協議会は市町村防除協議会と連携して、有害動植物の発生状況等の調査を行い、異常発生時防除を行うべき区域及び期間等その他必要な事項を定める。

## その他必要な事項

- 1 総合防除の実施に関する体制整備及び人材育成
  - ・各都道府県と連携し病虫害に関する科学的知見や防除技術等について情報共有や技術協力を努める。
  - ・市町村や農業者団体等と連携して、防除指導者の技術や知識の習得のため、計画的な研修の実施等に努める。

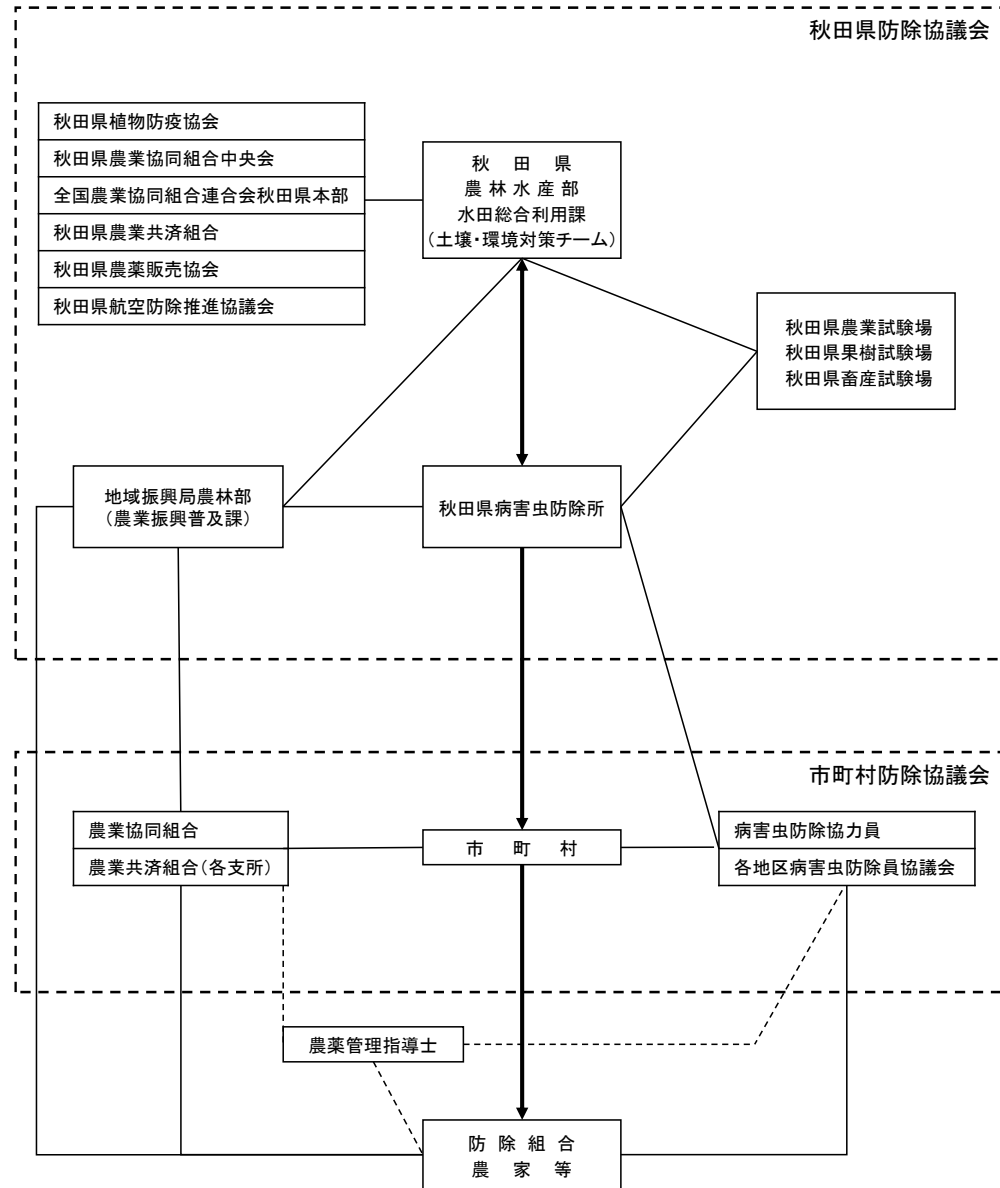
### 2 農薬の適正使用と安全対策の実施

- ・農薬の安全使用については、農薬危害防止運動を展開し啓発活動を行うほか、研修会等を通じ農薬の適正使用を指導する。
- ・農薬取締法に基づく農薬販売者への指導を行う。
- ・薬剤抵抗性・薬剤耐性の発達有無をモニタリングし関係者と情報共有する。

## 指定有害動植物及び重点病虫害(R5)

- ①指定有害動植物：12作物79種
- ②重点病虫害：11作物33種  
※別表1のとおり。

秋田県植物防疫組織機構図



令和5年度 発生予察事業の対象とする指定有害動植物及び重点病害虫

作物名	指定有害動植物12作物79種 (農林水産大臣が指定する有害動植物)	重点病害虫11作物33種 (指定有害動植物以外の有害動植物)
水稲 (26)	いもち病、紋枯病、ばか苗病、苗立枯病、もみ枯細菌病、稲こうじ病、縞葉枯病、ごま葉枯病、白葉枯病、イネドロオイムシ、イネミズゾウムシ、ニカメイガ、コブノメイガ、セジロウシカ、トビイロウンカ、ヒメビウンカ、ツマグロヨコバイ、斑点米カメムシ類(アカスジカスミカメ、アカヒゲホソドリカスミカメ)、フタオビコヤガ(19)	苗立枯細菌病、褐条病、褐色菌核病、イネミギワバエ、イネキモグリバエ、コバネイナゴ、アワヨトウ(7)
小麦 (4)	赤かび病、うどんこ病、さび病(3)	雪腐病(1)
大豆 (9)	紫斑病、アブラムシ類(ジャガイモヒゲナガアブラムシ、ダイズアブラムシ)、吸蜜性カメムシ類(ホソヘリカメムシ)、フタスジヒメハムシ、マメシンクイガ(5)	ネキリムシ類、ウコンノメイガ、ダイズサヤタマバエ、食葉性鱗翅目幼虫(4)
ねぎ (9)	さび病、べと病、黒斑病、アザミウマ類(ネギアザミウマ)、ネギハモグリバエ、シロイチモジヨトウ、アブラムシ類(ネギアブラムシ)、ネギコガ(8)	斑点性病害(葉枯病)(1)
きゅうり (8)	べと病、うどんこ病、褐斑病、炭疽病、斑点細菌病、アブラムシ類(ワタアブラムシ)(6)	黒星病、ワタヘリクロノメイガ(2)
キャベツ (6)	菌核病、黒腐病、コナガ、モンシロチョウ、ヨトウガ、アブラムシ類(モモアカアブラムシ)(6)	
トマト (8)	葉かび病、すすかび病、灰色かび病、うどんこ病、疫病、アザミウマ類(ヒラズハナアザミウマ)、コナジラミ類(オンシツコナジラミ)、アブラムシ類(ワタアブラムシ、モモアカアブラムシ)(8)	
えだまめ (3)		ネキリムシ類、食葉性鱗翅目幼虫、ダイズサヤタマバエ(3)
きく (4)	白さび病、アブラムシ類(ワタアブラムシ)、アザミウマ類(ヒラズハナアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ)、ハダニ類(ナミハダニ、カンザワハダニ)(4)	
りんどう (3)		葉枯病、リンドウホソハマキ、ハダニ類(ナミハダニ)(3)
野菜・花き 共通 (2)	オオタバコガ、ハスモンヨトウ(2)	
りんご (12)	斑点落葉病、黒星病、シンクイムシ類(モモシンクイガ)、ハダニ類(ナミハダニ、リンゴハダニ)、ハマキムシ類(リンゴコカクモンハマキ、ミダレカクモンハマキ、リンゴモンハマキ)、果樹カメムシ類(クサギカメムシ、チャバネアオカメムシ)(6)	腐らん病、モニリア病、炭疽病、輪紋病、褐斑病、キンモンソノガ(6)
なし (10)	黒星病、黒斑病、赤星病、シンクイムシ類(モモシンクイガ)、ハダニ類(ナミハダニ、リンゴハダニ)、ハマキムシ類(リンゴコカクモンハマキ、リンゴモンハマキ)、果樹カメムシ類(クサギカメムシ、チャバネアオカメムシ)、アブラムシ類(ユキヤナギアブラムシ)(8)	輪紋病、ニセナシサビダニ(2)
ぶどう (7)	べと病、灰色かび病、晩腐病、アザミウマ類(チャノキイロアザミウマ)(4)	黒とう病、芽枯病、クビアカスカシバ(3)
飼料作物 (1)		アワヨトウ(1)